

居宅介護支援事業所やすらぎ運営規程

（事業の目的）

- 第1条 有限会社やすらぎの郷が開設する居宅介護支援事業所やすらぎ（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- 3 当事業所は、関係市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 名称 居宅介護支援事業所やすらぎ
- （２） 所在地 館山市犬石 1678－113

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （１） 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- （２） 介護支援専門員 2名（内1名を管理者と兼務）
介護支援専門員は、利用者からの相談、居宅サービスの作成・変更及び居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

（営業日及び時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （１） 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所は、当事業所の相談室や利用者の居宅等とする。

(2) 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会方式とする。

(3) サービス担当者会議の開催場所は、当事業所の事務室や利用者の居宅等とする。

(4) 利用者への訪問頻度は最低1ヵ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、館山市、鋸南町、南房総市とする。

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結

果について、従業者に周知徹底を図ることとする。

- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施することとする。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実行するための担当者を置くこととする。

（感染症や災害への対応力の強化）

第12条 事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延を防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延を防止のための指針を整備することとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延を防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施することとする。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実行するための担当者を置くこととする。

2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束の適正化）

第13条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

（ハラスメント対策）

第14条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又

は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を設備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業者の資質の向上に務めるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であつた者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社やすらぎの郷と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和6年4月1日から施行する。